

印鑑登録の方法をご確認ください



本人が窓口で手続きする場合

代理人が窓口で手続きする場合

官公署発行の顔写真入りの身分証明書を持っている

いいえ

倉吉市で印鑑登録している人で、本人であることを保証してくれる人（保証人）がいる。

はい

当日登録できます

はい

いいえ

後日登録になります

身分証明書による方法

保証書による方法

郵送照会による方法

郵送照会による方法

- 本人が窓口で登録【持ってくるもの】
- ①登録する印鑑
- ②本人の官公署発行の顔写真入りの身分証明書
(例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等)

- 本人が窓口で登録【持ってくるもの】
- ①登録する印鑑
- ②本人の身分証明書
(例：健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証等)
- ③保証書
(倉吉市で印鑑登録している人が保証人となり、印鑑登録等申請書の「保証書」欄に記入・押印したもの)
※ 保証人に倉吉市職員(会計年度任用職員を除く。)または市議会議員がなる場合は、印鑑登録の有無は問いません(登録番号・登録印鑑の記入・押印は不要)。

- 本人が窓口で仮登録【持ってくるもの】
- ①登録する印鑑
- ②本人の身分証明書
(例：健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証等)

- 代理人が窓口で仮登録【持ってくるもの】
- ①登録する印鑑
- ②代理人選任届
(本人が印鑑登録等申請書の「代理人選任届」欄に記入・押印したもの)
※ 自筆できない場合は、窓口にお尋ねください。
- ③代理人の身分証明書
(例：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)

本人の住所宛に照会書を郵送します
※ 申請日から2週間以内に回答書を窓口を持参してください。

- 本人または代理人が窓口で登録【持ってくるもの】
- ①登録する印鑑 (印鑑登録等申請書に押印したもの)
- ②回答書 (本人が記入・押印したもの) ※ 代理人が持参する場合は「委任状」欄の記入も必要です。
- ③回答書を持参した本人または代理人の身分証明書
(例：健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、マイナンバーカード、運転免許証等)

印鑑登録の完了 (印鑑登録証の発行)



【手続窓口・お問い合わせ先】

市民課 倉吉市堺町2丁目253-1 (第2庁舎1階)
関金支所 倉吉市関金町大鳥居193-1

電話：0858-22-8155 FAX：0858-24-6711
電話：0858-45-2111 FAX：0858-45-3964